

## 別紙

### 動物の正しい飼い方推進月間のお知らせ

6月「動物の正しい飼い方推進月間」です。以下のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

また、災害時に備え、飼い主の明示（迷子札やマイクロチップの装着など）及び動物と同行避難できるような準備をしましょう。

- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行い、しつけや訓練をすることにより、近隣に迷惑をかけたりすることのないように飼いましょう。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による近隣の被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険からも猫を守ることができます。
- 飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任をもって処理しましょう。
- 「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で保健所への届出が必要となる場合は以下のとおりです。
  - ・ 飼い犬が人をかんだとき
  - ・ 犬猫合わせて10頭以上を飼養するとき
- 動物を飼う際は、その動物が命を終えるまで適切に飼いましょう。  
また、適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。  
なお、やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を捨てたり、傷つけたりすることは犯罪です。最大で1年の懲役または100万円の罰金が科せられます。

千葉県動物愛護センター及び同東葛飾支所では、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方及び動物由来感染症等に関する講演をおこなっています。

#### 問い合わせ先

|                   |     |              |
|-------------------|-----|--------------|
| 山武保健所（健康福祉センター）   | TEL | 0475-54-0611 |
| 千葉県動物愛護センター       | TEL | 0476-93-5711 |
| 同 東葛飾支所           | TEL | 04-7191-0050 |
| 公益財団法人千葉県動物保護管理協会 | TEL | 043-214-7814 |